

## 専門部会の設置について

### 1. 専門部会の目的

- 網形成計画の策定にあたっては、既存の調査データ（立地適正化計画策定業務委託における人口推計・都市構造分析等、パーソン・トリップ調査 など）や市民アンケート調査結果を活用し、課題等を整理していくことが重要
- これらの分析については、平成30年度に室蘭市において、網形成計画策定支援業務委託を予定しており実施。
- 分析結果を基に、議論のポイントや方向性等を整理していくことが必要。
- このため協議会規約第10条に基づき、「専門的な調査又は検討を行う」ことを目的に、法定協議会の下に専門部会を設置。計画策定までに4回程度を開催。
- 全体の進め方としては、専門部会での議論内容をベースとして、法定協議会へ議事を付議し網形成計画を作成

### 2. 専門部会委員（案）

- 交通事業者（JR、バス、タクシー）、学識経験者、室蘭市で構成を予定

# 案

## 室蘭市地域公共交通活性化協議会専門部会規程

(目的)

**第1条** この規程は、室蘭市地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第10条の規定に基づき設置される室蘭市地域公共交通活性化協議会専門部会（以下、「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第2条** 専門部会は、規約第3条各号に掲げる事項で室蘭市地域公共交通活性化協議会会長（以下、「会長」という。）から指示のあった事項について、専門的な調査、検討を行うものとする。

(組織)

**第3条** 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 会長が意見聴取など必要と認める場合は、専門部会以外の者を出席させることができる。

(部会長)

**第4条** 専門部会に部会長1名を置く。

2 部会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。

(委員の任期)

**第5条** 委員の任期は、会長が定める。

(事務局)

**第6条** 専門部会の業務を処理するための事務局は、規約第11条に規定する事務局とする。

(その他)

**第7条** この規程に定めのない事項については規約に準じるほか、その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 月 日から施行する。